

保険・年金 フォーカス

改正ベトナム保険事業法(8)

財産保険・ダメージ保険(その2)

保険研究部 常務取締役 研究理事 松澤 登

(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1—はじめに

今回もベトナムにおいて大改正(2023年1月より施行)された保険事業法(Law on Insurance Business)の続き(8回目)を解説したい。

2023年保険事業法の英語版はベトナムの国会あるいは監督官庁である財務省としては出していないので、本稿は翻訳ソフトを使用してベトナム語を英語および日本語に翻訳したものをベースとしている。したがって正確に翻訳できていない可能性がある。これはこれまでと同様である。

本稿ではシリーズ8回目として保険事業法第2章保険契約(Insurance policy)の第3節財産保険契約(Property insurance policy)・損害保険契約(Damage insurance policy)の後半の部分(51条~56条)について述べることにする。ここで損害保険契約とあるが、日本における概念とは異なり、後述の通り、たとえば信用保険などを指しているものと考えられる。そこで損害保険契約全体と区別するため、以下ではこのタイプの保険をダメージ保険契約と表記する。

今回の解説部分は日本では原則保険法(一部は保険業法)の取り扱う分野であり、ベトナム保険事業法と日本の保険法を比較しながら論じていきたい。なお、以降ではベトナム保険事業法を単に保険事業法と記載し、日本の保険法を単に保険法と記載するのでご留意願いたい。また、保険事業法の本稿で取り扱う該当部分と保険法のそれに対応する部分は保険会社と外国保険事業者の国内支店が対象となる条文だが、保険会社と外国保険事業者の国内支店を併せて保険企業等と呼称する。

2—財産保険契約・ダメージ保険契約の補償範囲・方法・査定(51条~53条)

1 | 財産保険契約・ダメージ保険契約の補償範囲(51条)

保険事業法 51条は、財産保険契約・ダメージ保険契約に関する補償範囲(金額)について規定する。内容は以下の通りである。

(1) 補償金額は、契約で別途定めない限り、損失発生時の保険対象物件の市場価値と損害の範囲を

基礎として保険企業等が決定する。市場価値と損害の範囲を調査する費用は保険企業等が負担する（同条1項）。

—保険事業法 47 条¹では財産保険契約は契約締結時の時価を保険金額として締結すると規定されている。そして、保険事業法 51 条は実際に支払われる保険金額は事故発生時の時価であると規定している。保険法でも支払保険金額を時価とする原則は同様で、「損害保険契約によりてん補すべき損害の額は、損害が生じた地及び時における価額によって算定する」とある（18 条 1 項）²。また、てん補損害額の算定に必要な費用は保険事業法と同様に保険企業等の負担とされている（23 条 1 項 1 号）。保険事業法と保険法は同様の規律を有している。

(2) 保険企業等の支払う補償金額は、別途定めがない限り、保険金額を超えてはならない（同条 2 項）。

—上述の通り、保険事業法では財産保険等を時価で契約することとされていることから、本項の具体例としては、たとえば保険対象物件が物価上昇などで契約時の時価を上回ったときであると考えられる。保険事業法 51 条 1 項が事故発生時の時価を保険金額とするとした関係で、念のため定めた規定のように思われる。保険法では該当する条文はないが、約款に本項に該当する規定が存在するのが通例である³。

(3) 保険金額に加えて、保険契約において合意した、保険企業等の定めたガイドラインに従って、被保険者が損失を予防あるいは損失の拡大を防ぐための必要かつ合理的な費用について、保険企業等は保険契約者等に支払わなければならない。

—保険法は保険契約者及び被保険者に損害の発生および拡大の防止に努めなければならない（13 条）としていて、このような「損害の発生および拡大の防止のために必要又は有益であった費用」は保険企業等の負担とする（23 条 1 項 2 号）と定めている。保険企業等がガイドラインを定める必要があるなどの違いを除けば保険事業法と保険法の相違はないものと思われる。なお、保険事業法によれば損害発生防止等の費用は上述(2)の保険金の上限とは別に支払われるが、保険法でも同様の立場である⁴。

2 | 財産保険契約・ダメージ保険契約の補償方法 (52 条)

保険事業法 52 条は、財産保険契約・ダメージ保険契約において、補償方法を規定する。条文は以下の通りである。

(1) 保険企業等は下記 a)～c)のいずれかの補償方法をとることを合意できる（同条 1 項）。

- a) 損壊した物件の修繕
- b) 損壊した物件と他の代替品との交換
- c) 保険金の支払

—日本では一般的に損害保険においても金銭の支払を行うのが通例である（=c)）。日本における

¹ <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=77037?site=nli> 参照

² 別途、約定保険金額の定めがあるとき（＝評価済保険）は、その金額となる（同条 2 項）

³ たとえばチューリッヒ保険の家財保険約款 5 条 5 項 <https://www.zurich.co.jp/sfd/sfdfuyaku/> 参照。

⁴ 萩本修「一問一答保険法」（商事法務 2009 年）p 119 参照。

物やサービスを給付する、いわゆる現物給付の事例としては車両保険における代車の提供やロードサービスの提供といったものがあげられる。上記 b) のような物件の交換をすることは理論的には可能であるとは思われるが、筆者は日本での実例を知らない。上記 a) については車両の修理費を提携修理工場に直接支払う方式をとり修繕サービスを現物保険給付としているものがありそうである。ただ、この場合も保険金を被保険者ではなく、被保険者に代わって保険企業等が工場に直接支払っているだけでも捉えることができ、上記 c) に該当するとも考えられる（日本においては現物給付が認められていない生命保険において、これに類した直接支払い方式が認められている）。

(2) 保険企業等と保険契約者の間で何らの合意もないときは、金銭による支払いによる（同条 2 項）。
— 当然の規律であると考えられ、保険法に特段の規定はない。

(3) 保険事業法 52 条 1 項の b) 代替品との交換、c) 保険金の支払で補償を行ったときには、保険企業等は代替品を提供し、あるいは市場での時価全額を保険金として支払った後に、損壊した物件を引き取る権利を有する。（同条 3 項）。

— 保険法では、保険企業等が「保険の目的物の全部が滅失した場合において、保険の目的物に関して被保険者が有する所有権…について当然に被保険者に代位する」（24 条）とあり、保険事業法 52 条 3 項の後半部分（時価全額を支払った場合に物件を引き取る権利を有する）と同等の規定を有する。保険法が保険事業法と違う点は、代替物の提供に関する同種の規定がないところである。

3 | 損害の査定(53 条)

保険事業法 53 条は損害の査定についての規定である。

(1) 保険事故が発生したときには、保険企業等、または保険企業等から権限を与えられた個人が損害の原因と範囲を決定するための損害評価を示すものとする。損害調査の費用は保険企業等が負担する。

— 保険法において、損害の査定について規定する 13 条は損害査定を行う主体が記載されていない。しかし損害査定負担は保険企業等であることを規定する 23 条 1 項 1 号の規定と合わせ読めば、主体は保険企業等であることは当然であり、保険事業法との相違はないと考えられる。ただし、保険事業法では保険補助サービスとして保険損害評価を行う者⁵が法律上定められており、保険事業法 51 条 1 項はこれらの独立事業者が権限を与えられて損害査定を行うことを明文で認めることに意味がある条文であるとも見うる⁶。

(2) 保険企業等と被保険者の間で損害の原因および範囲について合意できなかった場合には、別に合意がある場合を除き、独立評価者を選任することができる。当事者間で独立評価者の選任について合意が得られなかった場合には、各当事者が裁判所又は仲裁裁判所(Arbitrator)に独立評価

⁵ 保険年金フォーカス「ベトナムの保険事業規制」 <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=65231?pno=2&site=nli> 参照。

⁶ 日本でも独立した損害保険評価を行う会社は禁止されておらず、現に存在する。たとえば KPMG <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2023/jp-damage-calculation.pdf> 参照。

者の選任を求めることができる。独立評価者の結論は両当事者を拘束する。

—日本でこの規定に該当するのは、保険業法に定める損害保険業務に関する指定紛争解決機関（2条 28 条、30 条、308 条の 2）であろう。この機関は裁判外での紛争処理制度、いわゆる ADR（Alternative Dispute Resolution）であり、現在は日本損害保険協会に設置されている（そんぽ ADR）⁷。指定紛争解決機関では両当事者の和解を促すことや特別調停案の提示が可能である。このうち、特別調停案の提示がなされ、保険契約者（被保険者）側が当該案に同意したときには、保険企業等が訴訟を提起しない限り特別調停案を受け入れなければならない（保険業法 308 条の 7 第 6 項）とされている。

3—請求権代位(54 条)

保険事業法 54 条は請求権代理について定めている。請求権代位とは、保険企業等が保険金を被保険者に支払ったとき、被保険者が加害者に対して有している損害賠償等の請求権を、保険企業等が被保険者に代わって行使できるというものである。条文は以下の通りである。

(1) 保険事故が発生したとき、第三者が被保険者に生じた損害を補償する責任のある場合、以下のことを行わなければならない（同条 1 項）。

a) 保険企業等が保険金を支払った後に、被保険者は保険企業等に対して、保険企業等が支払った保険金額分について、被保険者の第三者に対する損害賠償の権利を譲渡しなければならない。

b) もし被保険者が第三者に対する損害賠償の権利を譲渡するのを拒否した場合には、保険企業等は被保険者の過失割合に従って保険金額を削減することができる。

—日本における財産保険、たとえば家財保険においては被保険者の故意・重過失による財産の損壊については保険金が支払われないが、過失割合によって保険金額を削減するという取り扱いはない。保険事業法のこの規定は請求権代位を拒否した場合には、被保険者の過失割合で保険金を削減できるとするものでベトナム特有の規定である。過失割合に応じて保険金を支払うという一種のプロ・ラタ主義の採用と言える⁸。

(2) 保険企業等が第三者に賠償を求める権利を行使するにあたって、被保険者は保険企業等に対して必要な書類と保険契約で合意した情報を提供しなければならない。

—この規定は保険法には存在しない。ただ、保険約款には一般的に被保険者が協力すべき義務の規定がある⁹。

(3) 保険企業等は、被保険者の親、配偶者、子どもに対して、保険企業等が被保険者に対して支払うべき補償金額を被保険者に対して支払うよう求めてはならない。ただし、これらの親族が故意に損害を発生させた場合を除く。

⁷ <https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html> 参照。

⁸ 日本で保険法制定時に議論されたプロ・ラタ主義とは、保険加入にあたって重過失によって告知義務違反を行ったときに、仮に正確な告知がなされたときに上昇したはずの保険料と実際の保険料との割合を踏まえて保険金額を削減支払するといったものであった。なお、この議論は、日本では告知義務違反における重過失は故意に近いものであるという理由から保険法には採用されなかった。

⁹ 前掲注 3 チューリッヒ約款 49 条 3 項参照。

—日本における保険企業等が保険金を支払わない場合は、保険契約者、被保険者またはこれらの法定代理人の故意または重過失に限定されている（保険法 17 条および各社約款）。また、約款では同居の親族の故意による損害については保険金を支払わないとしている¹⁰。規定の仕方や免責の範囲は異なるが、結論だけ見れば日本とベトナムとでは類似の規定となっている。ただし、保険事業法では保険企業等が親などの家族に被保険者に賠償を行うよう要求する行為を禁止するという独特の構成となっていることが注目される。

4—安全規則の遵守および被害の限定(55 条・56 条)

1 | 安全規則の遵守(55 条)

保険事業法 55 条は、被保険者が保険事故を惹起しないための安全に関する規則を遵守すべき旨を規定した条文である。

(1) 被保険者は、被保険者の安全確保のための火災防止、消防、労働安全衛生その他の関連法令の規定を遵守しなければならない（同条 1 項）。

—保険法に同様の規定はない。ただし、法令違反が保険金を支払わない事由として約款で規定されているのが通例である¹¹。

(2) 保険企業等は被保険者の安全性を確認するために状況確認をし、予防的措置及びリスク最小化の方策を適用するように推奨または要求することができる（同条 2 項）。

—保険法では同様の規定はない。ベトナム特有の規定である。

(3) 被保険者が安全措置を適用しない場合において、保険企業等は被保険者に対して措置適用期限を設けることができる。当該期間の終了時に安全措置が適用されなかった場合に保険企業等は保険料を増額するか、一方的に保険契約を解除することができる。

—上記(2)に該当する条文がないことから、本項(3)も保険法には存在しない。ただし、保険法における類似規定としては、告知を求めた事項に関して危険が増加したことにより、当初設定した保険料では不足するようになった場合においては保険料を増額できることを前提とし、増額で契約継続が可能であった場合でも、危険の増加を保険企業等に通知を行わなかった場合¹²には保険契約を解除することができる（29 条）とするものがある。

2 | 保険対象物件放棄の禁止(56 条)

保険事業法 56 条は、以下の通りである。

(1) 損害の発生時において、法律や当事者間の合意がある場合を除き被保険者は保険対象物件を放棄してはならず、損失を防止し、損害を最小化する必要な方策をとらなければならない。

—保険事業法 56 条の後半は保険法 13 条とほぼ同一内容である。保険法 13 条は保険契約者・被保険者の保険事故発生後の損害を防止し、かつ拡大を防止する義務を定めている。保険事業法 56

¹⁰ 前掲注 3 チューリッヒ約款 3 条 1 項 1 号、3 項 2 号参照。

¹¹ 前掲注 3 チューリッヒ約款 3 条 1 項参照。

¹² 危険増加を保険企業等に通知すべき規定を保険契約で約定していることが必要である。

条の前半は保険法には存在しない保険事業法特有の規定である。

5—おわりに

今回の解説範囲内で保険法と保険事業法との間でそこかしこで相違点は存在した。保険事業法で特徴的な点を挙げると以下の通りである。

一点目は代替品との交換による損害てん補を予定している点である(52条1項b))。保険企業等は原則として保険料を金銭で取得し、金銭で保険金を支払うのであって、代替品を手当てすることは想定しにくい。何か実務で例があるのかもしれないが、不明である。

二点目は被保険者サイドの安全措置適用を重視する姿勢である。保険企業等は損害発生防止のためにガイドラインを作成する(51条3項)こととされ、かつ保険企業等は安全規則・措置が適用されているかどうか調査し、改善を要求することができる(55条)というように、保険企業等が積極的に関与して事故発生・事故拡大を防止するように促している。

次回は責任保険を解説する。